

## 新型コロナウイルス感染症に係る支援策

業界の方々の意見を聞いた上で、新型コロナウイルスの影響により困っている全ての県内事業者が事業継続に向け取り組む事業を支援するとともに、困っている方々への生活支援を実施（IとIIは県独自、合わせて約40億円）

### I. 事業継続支援金

#### 【概要】

○新型コロナウイルスの影響により、売上減少が50%以上ある事業者の事業継続に向け県独自で支援金を支給

#### 【支給額等】

- 一律の定額給付でなく従業員規模に応じ、20万円～100万円
- 全産業（国の持続化給付金の給付を受けた事業者）を対象

（参考）

#### 【対象事業者想定】

- 50%以上の売上減少があるのは県内に約8,000事業者

### II. その他の事業継続に向けた支援メニュー

#### 1. 県内事業者事業継続推進

➢ 県内事業者が

- ①事業継続のために実施する事業
- ②危機的状況を乗り越えるために実施する事業
- ③安全・安心を確保するために実施する事業 に対し支援を実施  
・補助限度額：100万円 ・補助率：補助対象経費の2/3

#### 2. 持続化給付金申請サポート

➢ 県内事業者が速やかに受給できるようWeb入力補助等を円滑にするために商工会議所等を支援

#### 3. 雇用調整助成金申請サポート

➢ 雇用調整助成金申請における相談窓口の設置やアドバイザーを派遣し、申請手続きをサポート

#### 4. 教育訓練の推進

➢ 雇用調整助成金を活用した従業員の教育訓練に対し、3,000円上乗せ

#### 5. 観光関連事業者緊急融資

➢ 観光関連事業者に対し、融資枠をさらに拡大（6月末まで緊急対応）  
1年間無利子・保証料免除の融資枠3,000万円

### Ⅲ. 生活を支えるための支援メニュー

既に次の支援メニューがありますので、ご利用ください

#### 1. 生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）

➤新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、収入が減少し、生活資金でお悩みの方に対して、必要な生活費用等の貸付を実施

#### 2. 住居確保給付金

➤離職・廃業後2年以内の方または、休職等に伴う収入減少により、離職等と同程度の状況にある方に対して、一定期間家賃相当額を給付

#### 3. 生活保護

➤上記1、2を活用してもなお、生活の維持ができない場合は生活保護制度を活用

※今後も、更に業界の方々と議論をし、必要に応じ、速やかに対応してまいります。

〈お問い合わせ先 I・II〉

担当課：商工観光労働総務課

担当者：庄司・西山

電話：073-441-2725（直通）

〈お問い合わせ先 III〉

担当課：福祉保健総務課

担当者：西川・中西

電話：073-441-2472（直通）

## <新型コロナウイルス感染症に係る支援策>

事業継続支援金(県独自)	新型コロナウイルスの影響により、売上減少が50%以上ある事業者の事業継続に向け、県独自の支援金を支給(20万円~100万円)。全産業(国の持続化給付金の給付を受けた事業者)を対象
県内事業者事業継続推進(県独自)	県内事業者が事業の継続に向けて、ネット販売システムの構築等の新たな取組や既存事業に加えて新規事業に乗り出す等の新型コロナウイルス感染症の影響を打破すべく実施する取組や感染症拡大防止対策等の安全・安心確保への取組に対して支援を実施(・補助限度額:100万円 ・補助率:補助対象経費の2/3)
持続化給付金申請サポート(県独自)	持続化給付金を県内事業者が速やかに受給できるよう、Web入力補助等を円滑にするため、商工会議所等を支援
雇用調整助成金申請サポート(県独自)	①相談窓口の設置・・・雇用調整助成金の申請について、社会保険労務士が無料で相談 ②アドバイザー派遣・・・訪問のアドバイスを希望する企業に社会保険労務士を派遣
教育訓練の推進(県独自)	雇用調整助成金を活用して従業員の教育訓練を実施する場合に加算される訓練費に上乗せをすることにより、職業に関する知識、技能、技術等の習得を促進するとともに雇用の維持を推進 (雇用調整助成金の教育訓練助成の加算額2,400円(中小)、1,800円(大企業)にそれぞれ3,000円上乗せ)
観光関連事業者緊急融資(県独自)	観光関連事業者に対して3,000万円上限の1年間無利子・保証料免除の融資を実施(6月末まで緊急対応) (成長サポート資金の観光振興対策事業者を対象 例:宿泊・交通・観光土産品販売などの施設)
生活福祉資金の特例貸付	①緊急小口資金・・・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の生活費用を貸付 ②総合支援資金・・・生活再建までの一定期間に必要な生活費用を貸付
住居確保給付金	離職・廃業後2年以内の方または、休職等に伴う収入減少により、離職等と同程度の状況にある方に対して、一定期間家賃相当額を給付
生活保護	生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、資産・能力等を活用することを前提として、その困窮の程度に応じて生活費等を給付

# 1. 県内事業者事業継続推進（イメージ）

県独自

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、事業縮小等を余儀なくされた事業者等に対し、このような状況を打破すべく実施する事業に係る経費を補助

## 内容

### ①補助対象事業者 ※以下の要件を満たす者

- ・ 県内に事業所等の事業拠点を有する事業者等
- ・ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者若しくは小規模事業者又はこれと同等と認められる者
- ・ 売上が前年同月比20%以上減少している者

### ②補助対象となる事業例

#### A 事業継続のために実施する事業

**具体例** 従業員等のスキルアップ研修、ネット販売システムの構築 等

#### B 危機的状況を乗り越えるために実施する事業

**具体例** 売上向上のためのデリバリーやテイクアウトの導入、新商品開発 等

#### C 安全・安心を確保するために実施する事業

**具体例** 施設等の消毒に要する備品購入、抗菌対策に要した備品（空気清浄器、パーテーション、仕切り板等）の購入 等

### ③補助限度額及び補助率等（案）

- ・ 補助限度額 100万円
- ・ 補助率 補助対象経費の2/3
- ・ 補助対象期間 令和2年12月31日まで
- ・ 事業規模 30万円以上の事業

### ④募集期間（予定）

- ・ 令和2年5月～6月

## 2. 持続化給付金申請サポート（イメージ）

国が実施する持続化給付金申請においてはW e bでの申請が求められており、  
自社に設備がない場合、商工会議所等に来所し入力する必要  
県内事業者が速やかに受給出来るよう、商工会議所等のサポート体制を構築し  
ていくことが必要

### 内 容

事業者からの相談対応以外に、W e b入力をサポートする人材を期限付きで雇  
用する等の体制整備を支援

### 3. 雇用調整助成金申請サポート（イメージ）

雇用調整助成金の申請を考えている県内企業に対し、社会保険労務士が相談・アドバイスを行い、雇用調整助成金の円滑かつ迅速なサポートを行う

#### 内 容

企業の雇用調整助成金にかかる申請を支援するため、

- ①社会保険労務士を配置し、相談支援窓口を開設
- ②必要に応じて、地域の社会保険労務士による個別相談を実施する

## 4. 教育訓練の推進（イメージ）

新型コロナウイルス感染症からの事業本格再開に向け、従業員のスキルアップの向上を図るため、雇用調整助成金の教育訓練の加算額に上乗せ

### 内 容

国が支給する雇用調整助成金（教育訓練）に、県が上乗せを行い、教育訓練を推進

※2,400円（中小）、1,800円（大企業）にそれぞれ3,000円を上乗せ

#### ■対象

国の雇用調整助成金（教育訓練）を受給する教育訓練

#### ■対象となる教育訓練の例

- ・ 自宅で行う研修（web）
- ・ 自宅で実施する初任者研修等の通常の教育訓練
- ・ 繰り返しの必要な教育訓練で、同一の労働者に実施するもの

## 5. 観光関連事業者緊急融資（イメージ）

国の緊急経済対策で新たに創設した3,000万円上限（3年間無利子・保証料減免）の新型コロナウイルス感染症対応枠では十分でない深刻な経営悪化に陥っている観光関連事業者を支援するため、3,000万円上限（1年間無利子・保証料免除）の新たな融資枠を創設

### 内 容

#### ■対象

セーフティネット保証、危機関連保証の認定を受けた観光関連事業者で、和歌山県中小企業政策融資要領に規定する宿泊施設等を営む事業者

# 生活を支えるための支援

## 1. 生活資金にお困りの方へ

### 生活福祉資金の特例貸付

- ・実施主体：県社会福祉協議会（窓口：各市町村の社会福祉協議会）
- ・受付等：まずは窓口にご相談ください。郵送受付は県社会福祉協議会で対応しています

#### 【緊急小口資金】

- ・対象者：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯
- ・貸付上限額：学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内（その他10万円以内）
- ・貸付利子・保証人：無利子・不要

#### 【総合支援資金（生活支援費）】

- ・対象者：収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった世帯
- ・貸付上限額：（2人以上）月20万円以内（単身）月15万円以内（貸付期間：原則3か月以内）
- ・貸付利子・保証人：無利子・不要

## 2. 家賃の支払にお困りの方へ

### 住居確保給付金

- ・給付対象者：離職・廃業後2年以内の方または、休職等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
- ・支給上限額：和歌山市（単身）34,000円/月、（2人世帯）41,000円/月等  
和歌山市以外（単身）32,000円/月、（2人世帯）38,000円/月等
- ・支給期間：原則3か月（最長9か月）
- ・申請窓口：市にお住まいの場合は各市福祉事務所（海南市の場合は市社会福祉協議会）  
町村にお住まいの場合は県各振興局健康福祉部
- ・受付等：郵送受付も可能ですが、まずは窓口にご相談ください

## 3. 最低限度の生活を維持できない状態にある方へ

### 生活保護

- ・制度内容：最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、資産、能力等を活用することを前提に、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。（国民最後のセーフティネット）
- ・給付額等：世帯の人数や年齢等により必要な生活費（最低生活費）が定められており、最低生活費以下の収入である場合に、その不足分を保護費として給付します。  
※必要な医療や介護についても給付対象となります。
- ・申請窓口：市にお住まいの場合は各市福祉事務所  
町村にお住まいの場合は県各振興局健康福祉部

○給付される保護費

最低生活費

就労・年金・手当等収入

保護費